

生活福祉資金

身体障害者に対し、経済的な自立と生活意欲の助長・促進を図り、安定した生活を確保するため、資金の貸付けを行っています。

〈貸付利率〉

連帯保証人無しで年1.5%

ただし、連帯保証人有りは無利率です。

〈償還方法、償還金の支払猶予等〉

償還は、貸付けの際に定められた償還計画により行うこととなりますが、償還期限まで支払われなかった場合には延滞元金につき、年3.0%の延滞利率が徴収されます。ただし、災害等やむを得ない事情により償還が著しく困難になった場合は、借受人の申請により支払いを猶予されます。（猶予期間には延滞利率は、かかりません。）

〈償還金の支払免除〉

資金の種類、貸付限度額は次頁の一覧のとおりです。

- 【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会（☎36-5512） 伊東市桜木町2-2-3
- ◆ 担当地域の民生委員